

役員及び評議員報酬規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人高田福祉事業団の役員及び評議員の報酬に関する事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（報 酬）

第3条 役員及び評議員は定款第8条及び定款第21条により無報酬とするが、役員及び評議員会開催にあたり、出席した役員及び評議員に交通費を支給することができる。

（支給額）

第4条 交通費の支給額は、一回3,000円とする。

（支給日）

第5条 交通費の支給は役員及び評議員会開催時に支払い、その方法は現金とする。

（改 廃）

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を得てから、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月23日から施行する。